

## 本補償制度は会員のケガと特定疾病を補償する

### 団体総合補償制度費用保険です。

#### 1. 補償の対象

クラブ管理下の活動中、会員がケガまたは特定疾病を被ったことにより補償規定に基づき、クラブが会員に補償を行った場合に、下記の保険金をお支払いします。

#### 2. 補償対象の災害の種類

##### ①ケガ

##### ②特定疾病の発症

特定疾病とは：

- ・急性虚血心疾患（いわゆる心筋梗塞）急性心不全等の急性心疾患
- ・くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患
- ・気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患
- ・細菌性食中毒
- ・日射病および熱射病等の熱中症
- ・低体温症
- ・脱水症

#### 3. お支払する保険金

補償内容		保険金額
ケガや特定疾病で	入院したとき	1日につき 3,000円
	手術を受けたとき	1回の手術につき 3・6・12万円
	後遺障害が残ったとき	障害の程度に応じて 12～300万円
	通院したとき	1日につき 2,000円
	死亡されたとき	300万円